

第1回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成17年6月9日（木） 13:30～15:30
2. 場 所 農林水産省第2特別会議室（本館4階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員
太田座長、金井委員、亀山委員、高橋委員、平倉委員
農林水産省政策評価委員
大木委員
林野庁
林野庁次長、企画課長、調査官、木材課長、計画課長、治山課長、
森林保全課長、研究普及課長、業務課長

4. 議 題
 - (1) 平成16年度政策評価結果書(案)について
 - (2) その他

5. 議事録

（調査官）

お待たせいたしました。

予定の時間が参りましたので、ただ今から、農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。

本日は、本年度の委嘱後、初めての会合となりますので、座長選任までの間は、私、企画課調査官の河野が司会を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まずはじめに、委員の出欠状況についてご報告いたします。

専門部会委員におかれましては、野村委員が所要により本日ご欠席されておりますが、5名のご出席を頂いております。

また、政策評価会委員におかれましては、大木委員にご出席を頂いております。

それでは、ここで林野庁次長から御挨拶申し上げます

（次長）

林野庁次長でございます。まず2点程おことわりさせていただきます。本日は、クールビズということで、このような格好とさせて頂いておりますので、お許し頂きたいと思っております。また、前田長官は、本日、衆議院の農林水産委員会において、森林組合法の改正法案の審議が行われておりますので、そちらの対応のために、失礼させて頂いております。そのため、私から、ご挨拶を申し上げたいと思っております。

農林水産省政策評価会林野庁専門部会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

はじめに、林野庁専門部会委員並びに政策評価会委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、政策評価につきましては、平成14年4月のいわゆる「政策評価法」の施行以降、政策評価の実施とその結果の政策への反映について、着実に取り組んでいるところでございます。一方、本年4月に法の施行から3年が経過したことを受けまして、法の施行状況の点検並びに今後の課題とそれらに対応するための方策の検討が、現在、総務省を中心に行われておりまして、その中でも、今後更に評価の質を向上することや外部からの検証を可能にすることが、取り組むべき課題となっているところでございます。このことから、これらの課題解決に向けまして、林野庁としても、更なる取組を進めて参りたいと考えております。

御案内のとおり、林野庁としましては、森林・林業基本法に基づき、森林の多面的な機能の持続的発揮並びに林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けまして、健全な森林の整備、緑の雇用をはじめとする担い手対策、保安林等の適切な管理・保全、木材・木質バイオマスの利用促進並びに国民参加の森づくり等の施策の積極的な展開を図っておりまして、今年度は、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の第2ステップの初年度として、多様で健全な森林の整備・保全、木材利用の推進等を強力に推進しているところでございます。特に、地球温暖化防止対策につきましては、本年の2月に京都議定書が発効しまして、政府としても京都議定書目標達成計画を策定したところでありますが、現状では森林吸収量目標を大きく下回る見通しでございまして、第2ステップにおいて、より積極的な森林吸収源対策を推進していくこととしております。

また、昨年は、集中豪雨、台風及び地震等による災害が相次いで発生しまして全国的に甚大な被害が発生しましたことから、安全で安心できる豊かな暮らしの実現に向けて、災害に強い森林づくりを緊急かつ積極的に推進していくこととしております。

本日は、林野庁が主管しております8つの政策分野について、林野庁として自ら評価した結果について御説明し、委員の皆様から御意見を頂くこととしてございます。今後、この評価結果を18年度予算要求をはじめとする今後の森林・林業関連政策に的確に反映させて参りたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保する観点から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(調査官)

本日は、本年度初めての部会ということでございますので、改めて、委員の皆様を五十音順にご紹介申し上げます。

まず、

東京農業大学地域環境科学部教授 太田猛彦委員でございます。

NPO法人地球緑化センター事務局次長 金井久美子委員でございます。

東京農工大学農学部教授 亀山章委員でございます。

宇都宮大学副学長 高橋弘委員でございます。

野村委員は、本日所用でご欠席ということでございます。

建築家で、(有)平倉直子建築設計事務所を主宰されております、平倉直子委員でございます。

本日、ご出席頂いた政策評価会の委員をご紹介申し上げます。

消費科学連合会会長 大木美智子委員でございます。

続きまして、林野庁の出席者を紹介させていただきます。

先程御挨拶申し上げます

黒木次長でございます。

岡田企画課長でございます。

経営課長ですが、森林組合法の審議で現在国会に出席中のため、欠席しております。

河野木材課長でございます。

山田計画課長でございます。

城土治山課長でございます。

佐南谷森林保全課長でございます。

平野研究普及課長でございます。

沖業務課長でございます。

では、お手元にお配りしております資料につきまして、ご確認頂きたいと思えます。まずはじめに資料一覧がありまして、次に赤い紙の見出しで資料1、2、3、間に青い紙の見出しが付いた資料がありまして、資料4、参考資料1、2、3となっておりますが、お揃いでしょうか。

次に、議事に入ります前に、本年度初めての部会でございますので、座長の選任でございますが、本専門部会開催要領では、座長の選任は委員の互選によることとなっております。いかがいたしましょうか。

(高橋委員)

昨年に引き続きまして、太田委員に座長をお願いしたら如何でしょうか。

(調査官)

ただ今、高橋委員から太田委員を座長にとのご推薦がございましたが、如何致しましょうか。

(「異議なし」の声あり)

(調査官)

「異議なし」ということでございますので、太田委員に座長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

(太田座長)

ただ今、座長のご指名を受けました太田でございます。

皆様のご協力を得まして、これからの部会の運営にあたって参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、座長代理を選出することにいたします。これにつきましては、座長が指名することになっておりますので、座長代理には、昨年に引き続き高橋委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議事次第に従いまして、議事の(1)「平成16年度政策評価結果書（案）について」であります。これにつきまして事務局より説明願います。

(企画課長)

資料1から3によりご説明いたします。

まず、資料1の平成16年度政策評価分野一覧（実績評価）をご覧ください。

農林水産省では、この表のように政策の大目標、中目標を設定し、政策分野・目標値を政策ツリーとして体系化を図った上で評価を行っておりますが、今年度の評価についても、昨年の10月に16年度政策評価シートの公表を行いまして、57の政策分野ごとに評価を実施しております。

この57の政策分野のうち林野庁が主管する分野は、太い線で囲み網掛けした8分野ですが、これ以外に関係課となっているものは、「森林の整備」等と同じ中目標に属します「バイオマスの利活用の推進」と「地球環境保全対策」の2分野で、それぞれ官房の環境政策課が主管となり評価を行っております。

次に資料2の平成16年度政策評価（実績評価）目標及び達成状況一覧をご覧ください。各分野の目標及びサブ指標の3カ年の達成状況を一覧表に取りまとめたものでございます。なお、16年度の達成率で二重括弧になっておりますものは見込み値です。

達成ランクの考え方は、次の頁の欄外の※印の1に書いてありますが、達成度が90%から150%までをA、50%から90%未満までをB、50%未満をC、150%を超えるものを一としております。網掛けをした部分をご覧くださいと思います。

各目標の達成ランクの傾向は、昨年度と大きな違いはございません。また、本年度から新たに設定した目標等については、概ね良好な達成状況となっております。

それから、農林水産省全体の政策評価会では、審議の重点化を図るため、57分野のうち15分野を主要分野として選定し、先月24日に1回目の審議が行われ、今月28日に2回目が行われる予定となっております。

林野庁関連では、「Ⅱ-3-8の木材利用の推進と木材産業の健全な発展」と「V-11-3の森林の整備」の2分野が審議されております。

続きまして、資料3の平成16年度政策評価結果書（案）【林野庁抜粋版】をご覧ください。この資料に基づき、各分野における評価結果の概要を説明します。説明に当たっては、ページ番号をⅡの3の8の1頁とするとわかりにくいので、最初のギ

リシャ数字を省略し、3の8の1としますので、よろしくお願ひします。

なお、この資料は、基本的には、先月24日の農林水産省政策評価会に提出したものと同じですが、3-9, 6-6, 11-5の3分野については、その後把握した実績値等を踏まえて修正しましたので、改訂同年6月9日としおります。

また、事前に送付致しました資料からの変更点は、政策分野の11-5の「国民参加による森林づくりと森林の多様な利用の推進」の3番目の目標であるレクリエーションの森の利用者数に関しまして、実績値の追加等を行っております。

それでは、3-8の「木材利用の推進と木材産業の健全な発展」について、その概要を説明します。

最初に3-8-5頁のポンチ絵をご覧ください。

本年度のポンチ絵は、「林野庁として目指すべき姿」と「政策分野の目標」との関係、また、目標を達成するための「主な施策」との関係ができるだけわかりやすくなるように改善を行っております。

まず、この政策分野では、中央の枠にあるように、林業が持続的かつ健全に発展していくため、地域材の利用促進を図ることを目標としており、2つの目標値と4つのサブ指標値を設定しております。また、これらの目標を達成するため、右の枠内に挙げた木材産業の構造改革や地域材の利用促進についての普及啓発等の施策を実施しております。最終的には、左の枠内のような森林資源循環システムを構築することを目指しております。

戻りまして、3-8-1頁をご覧ください。

まず、1の目標値等の算定の考え方は昨年度までと同じです。

次に、目標値等の達成状況及び達成ランクは表のとおり、昨年までと同様に低くなる見込みです。

3-8-2頁の所見としては、木材の利用量は、木材需要が伸び悩んでいること、木材需要が寸法精度、強度等の品質・性能が明確な製品へ移行する中で、この変化への国産材の対応が十分でないこと等により、目標達成率は低位に留まる見込みです。また、製材業の生産性は、従業員数の減少が続く一方で、素材入荷量が前年並みとなったことから、単年度目標は達成するものの、小規模な製材工場の再編や規模拡大がまだ十分でないことから、累計の目標達成率は低位に留まる見込みです。

3-8-4頁の改善の方向としては、木材の利用拡大を図るためには、ターゲットを明確にした供給体制の整備により、需要構造の変化に対応できる木材産業の構造改革を進めることが必要であること。また、木材の価格、品質、性能等の情報を住宅生産者や消費者にきめ細かく提供していくことにより、消費者側に芽生えつつある地域材や健康に配慮した木材を利用したいという意識を木造住宅や木製家具等の購入といった具体的な需要につなげていくことが必要であること。としております。

なお、本政策分野は、先程ご説明したように主要分野となっていることから、最後に農林水産省における評価総括組織である企画評価課長の所見が付いております。所

見の内容は、林野庁の評価結果は概ね妥当とし、改善の方向を踏まえ、施策の見直し・反映に努めるべきとなっております。

以上のような評価結果としております。

続きまして、3-9の「特用林産の振興」についてでございます。

3-9-3頁のポンチ絵をご覧ください。

まず、この政策分野では、中央の枠にあるように、林業所得が立木価格の低下とともに減少している中、効率的かつ持続的な林業経営に資するため、きのこ類等の特用林産の振興を図ることを目標としており、2つの目標値と1つのサブ指標を設定しております。また、これらの目標を達成するため、右の枠内に挙げた食用きのこその他の特用林産物の低コスト化、需要拡大のための施策を実施しております。最終的には、左の枠内のような望ましい林業構造の確立を図ることを目指しております。

戻りまして、3-9-1頁をご覧ください。

まず、1の目標値等の算定の考え方は昨年度までと同様です。次に、目標値等の達成状況及び達成ランクは表のとおりとなっております。

所見としては、きのこ類の生産量は、エリンギが引き続き堅調な伸びを示すとともに、その他の品目においても、3年ぶりに増加に転じたことから、目標の39.1万トンを上回る見込みです。また、きのこ類の生産性は、生産施設の整備等によるコスト削減や経営指標の設定・普及による経営効率化の努力もあり、目標を達成する見込みです。

3-9-2頁の改善の方向としては、消費者に対し商品の品質等に関する情報を適切に提供するなど流通の適正化を図るための取組をさらに推進するとともに、竹材、木炭などの特用林産との複合経営による特色ある産地を育成していくことが必要であること。なお、本政策分野は、平成17年度政策の実績評価において、共通する目的を有する他の政策分野との統合等の見直しを検討するという評価結果としております。

続きまして、6-6の「効率的かつ安定的な林業経営の育成」についてでございます。6-6-5頁のポンチ絵をご覧ください。

まず、この政策分野では、中央の枠にあるように、厳しい林業情勢の下においても高い生産性と収益性を確保し、長期に渡って林業経営を継続できる経営体及び事業体を育成することを目標としており、1つの目標値と4つのサブ指標値を設定しております。また、これらの目標を達成するため、右の枠内に挙げた林業経営基盤の強化、担い手となる人材の育成・確保等の施策を実施しております。最終的には、左の枠内のような望ましい林業構造、つまり、施策により育成・確保した経営体等が林業生産の相当部分を担う林業構造の確立を図ることを目指しております。

戻りまして、6-6-1頁をご覧ください。

まず、1の目標値等の算定の考え方は昨年度までと同様です。

次に6-6-2頁をご覧ください。

目標値等の達成状況及び達成ランクは表のとおりとなっております。

所見としては、林業事業者が伸び悩んでいること等により、単年度では昨年度に引き続き目標を下回ったが、累計で目標を上回った。今後、これらの新規認定者が真に効率的かつ安定的に林業経営を担い得る者となるよう、経営改善面の成果についても検証していくことが必要である。

6-6-4頁の改善の方向としては、都道府県ごとに策定された林業・木材産業構造改革プログラムに基づき、森林整備の着実な推進や地域材の利用促進と一体となった林業経営を担い得る者の育成・確保、林業就業者の確保・育成及び労働安全対策の推進を着実に図っていくことが必要であること。また、今後、林業就業者をより安定的に確保していくためには、現在実施されている緑の雇用対策をはじめとする林業就業者への支援に対する取組を推進するとともに、就業期間がより長期に見込める若年層の就業者の確保・定住を図っていくことが必要という結果となっております。

続いて、8-3の「森林・林業に関する研究開発の推進」についてでございます。

8-3-3頁のポンチ絵をご覧ください。

まず、この政策分野では、中央の枠にあるように、森林・林業及び木材産業全般にわたる研究、技術開発の推進を図ることを目標としており、3つの目標値を設定しております。また、これらの目標を達成するため、右の枠内に挙げた森林・林業及び木材産業全般にわたる試験・研究、技術開発の施策を実施しております。最終的には、これらの試験・研究等により、左の枠内のような森林のもつ多面的機能の発揮、木材産業の健全な発展と木材利用の推進、望ましい林業構造の確立を目指しております。

戻りまして、8-3-1頁をご覧ください。

まず、1の目標値等の算定の考え方については昨年度までと同様です。

次に、目標値等の達成状況及び達成ランクは表のとおりとなっております。

所見としては、概ね順調な達成状況となっている。今後とも計画的に研究・開発を推進するとともに、開発された成果がより活用されるよう、その普及を図っていく必要があります。

8-3-2頁の改善の方向としては、平成17年度の「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」、「林木育種戦略」の見直しに当たっては、これまでの研究・技術開発の活用状況についてのフォローアップ等を活用することが必要であること。なお、本政策分野については、平成17年度政策の実績評価において、他の政策分野との統合を検討し、森林の整備・保全や林業・木材産業の振興にどのように貢献しているかを分析していくこととするという評価結果としております。

続きまして、10-2「山村地域の活性化」についてでございます。

10-2-4頁のポンチ絵をご覧ください。

まず、この政策分野では、中央の枠にあるように、山村地域において就業機会の増大を推進させ、山村活力の向上を図ることを目標としており、3つの目標値と、2つ

のサブ指標を設定しております。また、これらの目標を達成するため、右の枠内に挙げた山村地域の生活環境の整備や交流基盤の整備等の施策を実施しております。最終的には、左の枠内のような山村住民による適切な森林整備を通じた、森林のもつ多面的機能を発揮することを目指しております。

前後しますが、10-2-1頁をご覧ください。

まず、1の目標値等の算定の考え方は昨年度までと同様です。

次に、目標値等の達成状況及び達成ランクは表のとおりとなっています。

10-2-2頁の所見としては、各指標とも回答が見られ、昨年度までの指標間の偏りは是正されてきているが、近年の全国的な観光人口の低迷を反映し、②の交流人口に係るものが前年より更に低下したことにより、全体の達成度は十分とは言えない状況にある。

10-2-3頁の改善の方向としては、地域の創意工夫による森林資源等を活かした新たな産業（森業・山業）の創出や森林環境教育や里山林等を活用した健康づくり等の交流・体験の場・機会の創出の条件整備等を推進していくなど、それぞれの地域の特性に応じた振興策に取り組み、魅力ある山村の構築を図っていくことが必要であることという評価結果としております。

続きまして、11-3の「森林の整備」についてでございます。

11-3-5頁のポンチ絵をご覧ください。

まず、この政策分野では、中央の枠にあるように、森林の多面的機能の高度発揮に向け、重視すべき機能に応じた森林への誘導を図ることを目標としており、3つの目標値と4つのサブ指標値を設定しております。また、これらの目標を達成するため、右の枠内に挙げた多様な森林の造成や効率的な森林施業に資する基盤整備等の施策を実施しております。最終的には、左の枠内のような森林の状態への誘導を目指しております。

戻りまして、11-3-1頁をご覧ください。

まず、1の目標値等は、アウトカム目標を設定すべきとの昨年度の評価結果を踏まえ、森林整備保全事業計画の成果目標を基に新たに設定しております。

目標は、森林の多様な機能を維持増進するため、全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標等を踏まえ、今後、5年間において特に重点的に取り組む目標を、「安心」、「共生」、「循環」の各視点から設定しております。なお、サブ指標は昨年と同じです。

次に、目標値等の達成状況及び達成ランクは表のとおりになっています。

11-3-2頁の所見としては、複層林施業等への整備が伸び悩んでいることにより目標①の達成率が80%に留まるものの、概ね順調な達成になると見込まれる。しかしながら、現状の整備量では、森林の二酸化炭素吸収量の目標を大きく下回るおそれがあることから、森林・林業基本計画に定められた平成22年の目標達成に必要な整備量を確保していく必要がある。

11-3-4頁の改善の方向としては、林業労働力の確保や間伐材をはじめとする木材の利用推進と一体となった取組により、「植栽→保育→収穫→植栽」のサイクルを円滑に循環させるシステムの構築を図り、間伐が適切に実施されずに放置されている森林の解消や長伐期施業、複層林施業への誘導等を計画的に進めていくことが必要であること。また、林業の採算性が低下していること等を踏まえ、団地化などの施業の集約化による林業生産の効率化や高性能林業機械の積極的導入、路網整備、列状間伐等の導入による育林作業の省力化等に取り組み、森林施業のコストの縮減を図っていくことが必要であること。

なお、本政策分野も主要分野となっていることから、総括所見が付いており、所見の内容は、先程の木材利用の分野と同様となっております。

以上のような評価結果としております。

続きまして、11-4の「森林の保全」について、ご説明します。

11-4-4頁のポンチ絵をご覧ください。

まず、この政策分野では、中央の枠にあるように、公益的機能の発揮が求められる森林の保全を図ることを目標としており、4つの目標値と2つのサブ指標値を設定しております。また、これらの目標を達成するため、右の枠内に挙げた治山事業や松くい虫被害対策等の施策を実施しております。最終的には、左の枠内のような森林がもつ多面的機能の高度発揮を図ることを目指しております。

戻りまして、11-4-1頁をご覧ください。

まず、1の目標値等の算定の考え方は、先ほどの「森林の整備」の政策分野と同様に森林整備保全事業計画等に基づき、新たな目標等の追加を行っております。

次に、目標値等の達成状況及び達成ランクは表のとおりとなっております。

11-4-2の所見としては、概ね順調な達成となる見込みですが、平成16年は、台風による集中豪雨や新潟中越地震等により激甚な山地災害が発生したことから、治山対策の計画的かつ着実な実施の推進により、災害の迅速な復旧と防止を図っていく必要がある。

11-4-3頁の改善の方向としては、治山施設と機能が低下した保安林の整備を推進するとともに、森林の保全効果の大きい地区に対してより重点的な事業の実施等を図り、着実な山地災害の防止等を推進していくことが必要であること。保安林の質的向上を図っていくため、保安林の計画的な指定を推進するとともに、衛星画像を活用した効率的な管理体制の整備や適切な森林施業の確保等を推進していくことが必要であること。保全すべき松林において、生活環境の保全に配慮した駆除等の対策を重点的に実施していくことが必要であることという評価結果としております。

最後に11-5 「国民参加による森林づくりと森林の多様な利用の推進」についてでございます。

11-5-3頁のポンチ絵をご覧ください。

まず、この政策分野では、中央の枠にあるように、森林と人とが共生する循環型社会の実現を図ることを目標としており、3つの目標値を設定しております。また、これらの目標を達成するため、右の枠内に挙げた国民参加の森林づくり活動の支援や、健康づくりのための森林の活用等、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識を醸成していくための施策を実施しております。最終的には、左の枠内のような森林の多面的機能を持続的に発揮させることを目指しております。

戻りまして、11-5-1頁をご覧ください。

まず、1の目標値等の算定の考え方は昨年度までと同様であります。

次に、目標値等の達成状況及び達成ランクは表のとおりです。

11-5-2頁の所見としては、森林ボランティア・ネットワークへの参加団体数は、単年度では23%の達成に留まるものの、累計では目標を達成した。また、平成16年のネットワーク参加団体の平均活動情報掲載件数が前年より増加するなど、活動の充実が見られる。森の子くらぶ活動の参加者は、順調な達成状況となっている。レクリエーションの森の利用者数は、野外スポーツ地域の利用者が引き続き、減少するとともに、自然災害の多発による影響も考えられ、目標を下回る結果となった。

11-5-2頁の改善の方向としては、国民参加による森林づくりや森林の多様な利用を一層促進するためには、施業実施協定制度の活用などにより、森林ボランティア活動を行う団体等と森林所有者等との連携構築に向けた条件整備に取り組んでいくことが必要であること。また、森林環境教育については、受け入れ体制の整備や関連情報の提供などにより広く国民に「森林環境教育」機会を提供していくことが必要であること。レクリエーションの森については、必要な情報提供を行うとともに、国民のニーズを踏まえた整備・活用を積極的に推進していくことが必要であることという評価結果としております。

以上で評価結果の概要説明は終わりますが、政策評価結果については、予算等に的確に反映させていくことが重要であり、昨年専門部会においても、高橋委員より御質問があったところです。このため、昨年度に実施した政策評価結果が17年度予算において、どのように反映させたかについて、本年4月に公表したものを参考1として添付しております。

今回の意見交換の参考までに1例を説明いたします。

参考1の7頁をご覧ください。政策分野、「森林の整備」です。

評価結果は、今後、労働力の確保や木材利用の推進と一体となった取組により、間伐の促進及び長伐期施業、複層林施業への誘導が必要としました。

この評価結果を受けまして、17年度予算においては、間伐が遅れている森林を早期に解消するための新たな対策の創設を行ったところです。

改善を行った手段数ですが、この分野に属する37の政策手段のうち、13手段において、新たな施策の実施や既存施策の拡充等を行っております。

具体例としては、間伐遅れの森林を集中的に解消するため、公共事業である水土保

全林整備事業や資源循環林整備事業において、事業要件の一部見直しを行い、より効率的・効果的な間伐の実施と利用を進める上で必要な間伐材量の確保をできるようななどの反映を行っております。

18年度予算の概算要求等に当たっては、本年度の評価結果を適切に反映させていくこととしております。

林野庁としては、より良い評価となるよう今後とも取り組んでいくので、御意見を頂きたいと思っております。以上です。

(太田座長)

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

なお、本日、経営課長は欠席しておりますが、この場で答えにくいものについては、後日、回答することを事務局として考えているとのことですので、経営の分野につきましても、御質問・御意見を頂ければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(高橋委員)

資料2に目標やサブ指標に対する達成率が示されていますが、それについて何点か質問させて頂きたいと思っております。

先ず第1に、木材の利用量ですが、14年度△20%、15年度4%、16年度31%と増加の傾向が見えるのですが、これは何か政策的な支援強化をした結果なのかどうか、何かトピックス的なことがあったら教えて頂きたいと思っております。製材業の生産性も同じです。

それから、きのこ類の生産量について、平成14年度と15年度を比べると、増減率が400%になりますが、これだけ変動するものを指標にとって良いのかどうか、数値を見る限りですが、疑問を持ちました。この指標については、17年度に指標の見直しをされるようですが、どのような方向を考えられているか教えて下さい。それからもう一つは、6-6の林業経営改善計画新規認定者数の達成率が170%、144%、131%と14年度から落ちてきています。これは非常に重要な問題ですので、政策的に何か強化する必要があるのではないかとと思っておりますが、現在どのような手当を考えているか、それから、同じように、11-5の国民参加による森林づくりの分野、特にボランティアの団体数についても年々低下しているのので、何か手当を考えなければいけませんし、それ以上に、レクリエーションの森の利用が非常に落ち込んでおりますので、既存型のレクリエーションの森以外に、現在の少子高齢化社会に合った、新しいパターンの利用形態を考える必要があるのではないかとと思っておりますので、その点について何かお考えをお持ちでしたら教えて頂きたいと思っております。

(太田座長)

ありがとうございました。3年間の傾向を見て大きな変動があるものが3点、それ

から、マイナス傾向にあるものが2点、ご指摘を受けた訳ですが、それぞれについて、順番にご説明頂ければと思います。

(木材課長)

先ず木材利用量が増加した要因ですが、背景のひとつに住宅着工戸数が14年、15年と戸数的にはそれほど多くはないですが2年連続で伸びております。特に、木造住宅の着工戸数は、14年が50万戸、15年が52万戸と増えております。木材の需要量を見ると、用材部門別に見ましても、製材用の国産材が増えております。例えば、平成14年に1,114万m³だったものが、15年に1,121万m³に増えております。もうひとつは、合板用の国産材が平成14年に28万m³だったものが、平成15年は36万m³と増えております。この主たるものは、スギの合板、特に構造用合板、厚物24mm、28mmのものが増えております。合板が増えた背景には、ひとつには合板の製造技術、従来までですと6cmまでしか剥けなかったものが、3cmまで剥けることにより、歩留まりが非常に上がりました。また、合板への利用ですので、曲がった材であろうと、短尺な材であろうと、あまり加工に支障はありません。また、スギの利用の場合、強度を高めるために、例えば内側3枚をスギにして、外側をロシアのカラマツにするなど、このような異樹種を合わせて合板に使います。その場合スギは軽いことから持ち運びに非常に便利で、床、屋根パネル等に使う場合にも使いやすいことから、利用が非常に伸びてきております。この背景には、ロシア材が中国の木材需要が増加している関係で、値上がりをしている。一方、国産材のスギの値段が上がっていないので、そちらを使いたい、この2つが相まってスギの利用が増え、国産材が増えたということです。16年度も同様の傾向が続いております。

次に製材業の生産性の上昇ですが、工場への入荷量が同程度ということで書いてありますが、外材の輸入形態が丸太輸入から製材品輸入へと移行しており、その傾向が非常に強くなっております。対前年比でいえば、工場への外材入荷量が4%ぐらい減っております。一方で、従業員がそれ以上に減ったということで、結果的に生産性が上がったということではありますが、これは一時的なものだろうと思っておりまして、真の政策の効果ではないと思っております。このため、長期的にはコストを下げる、或いは生産性を上げることはやっていかなければならないと考えております。

(企画課長)

きのこの生産量の関係ですが、エリンギが増加したことにより、きのこの類の全体が増えております。エリンギが伸びた分、他のきのこが減るのではないかと考えておりましたが、他のきのこも増えた結果、全体としても増えております。

目標の達成率については、1年間でどれだけ伸ばすかということを目標として設定し、実際に伸びた量と比較して評価を行っており、絶対値での比較を行っていない関係で、このように年度ごとの目標達成率が大きく変動しております。今後の評価のやり方として、上昇値で見るのか、絶対値で見るのか、それぞれプラス、マイナスの面

を持っておりますので、例えば、2つの結果を並べて出すということが出来るかどうか、そこも内部で検討させて頂きたいと思っております。

林業経営体の数ですが、代替目標での分析としておりまして、林業経営改善計画の新規認定者数で、延びを計っている訳です。13年度、14年度につきましては、特定の県において、認定者数が大幅に増えたのですが、15年度以降は、そのようなことがなかったことから、全体として少なくなった傾向が現れたものであります。ただ全国的には順調に進んでいると考えております。

(業務課長)

11-5の国有林のレクリエーションの森の利用者についてですが、国有林のレクリエーションの森は全国で1,251カ所あります。先ほどの企画課長の説明にもありましたが、昨年は、台風災害や地震災害がありまして、例えば中越地域の地震の影響がスキー場の利用者数にも影響しておりまして、その影響もあって少し数字が落ちているということもありますが、そもそも全体の傾向としては落ち込んでいるというのが正直なところだと思います。このため、16年度にレクリエーションの森の検討委員会を開催し、数から質への充実ということで、少し新しいことをやっていこうと考えております。具体的には全国で1,251カ所、7つの森林管理局で管理しておりますが、一方通行の管理から、地域を活用した協議会をつくりまして、新しい形のレクリエーションの森の形を造っていこうと考えております。森林は森林として利用するという基本の下で、最近、中高齢の方で山に入る人が多くなってきていることも考慮しつつ、少しやり方を考えて、地域参加型にしていこうと考えております。更に各森林管理局でリーディングプロジェクトに取り組むこととしており、委員ご指摘のように、政策的にも誘導していこうということを検討しております。

(太田座長)

最後のところは、森林ボランティア・ネットワークへの参加者も飽和状態というのか、減っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

(森林保全課長)

ボランティア・ネットワークにつきましては、11-5-5頁をご覧ください。基本的な考え方として、47都道府県で、全ての週末に最低1回のボランティア団体の活動が行われるということをひとつの目安としまして、各団体の活動日数も加味しまして平成17年に450団体をネットワークに参加頂くという形で目標を立てております。どちらかというと、前倒しで従来の目標を達成してきたという経緯がございますが、16年には目標370に対して前年増ということでは18件しか増えず、達成率も低かったということになっております。実際、全国でどの程度のボランティア団体が、ネットワークに参加し、継続的な活動を行っているかということがある訳ですが、15年にアンケート調査を行った際にはボランティア団体の3割程度の団体が反復継続的に活動を行って

おります。全体の件数をどうとるかということもありますが、だいたい330から340ぐらいの団体が反復継続的な活動を行っているという推測されますので、378という達成は、ある程度入ったのかなと考えております。こういった事情で、達成率は下がってきているのではないかと考えております。

(太田座長)

長期的なことを考えると、例えば指標としてある程度達成すればやめてしまうこともあるかもしれませんがその点はどうでしょうか。

(森林保全課長)

ある意味で政策評価のひとつのツールとしては、その有用性はある程度達成したという面があるかもしれないと思います。

(高橋委員)

この国民参加の分野については、やはり森林の維持管理というものを将来どのようにやっていくかとの観点から、消費者をはじめとする多くの国民の方々に森林を理解してもらおうという意味では非常に重要な分野だと思っております。従って、ボランティアの団体数というような目標を設定した場合、右上がり伸びていくようなものではないわけです。一般的にはある一定の水準まで行くと、伸び留まったり或いは平行線のままでも良い指標だと思います。その水準が400で良いのか、370で良いのかご議論頂ければ良いと思いますが、一定の水準を維持するという目標にして、そこに質的な面からのサブ指標を設定する、例えば、年間活動回数3回以上というようにどれくらいやっているのかというものを、更に本来であれば、レクリエーションの森や県民の森とリンクさせるとかというように、森林とのリンクをうまく活かした形で、それぞれの施設に愛着を持って森林と触れ合ってもらおうというように政策として誘導していくことが、国民のためにも良いのではないかと思いますので、将来的に考えてもらえると良いと思います。

(大木委員)

今の関連で質問させてください。

森林ボランティア・ネットワークへの参加団体ですが、目標の450団体とは、林野庁の系統のものが450団体ということでしょうか。というのは、私たちの団体も国土緑化機構を通じて、森林ボランティア活動を6年ほどやっているのですが、この場合、ここにカウントされるのかどうかということと、それから、このネットワークに参加するにはどのようにすれば良いのかが全くわからずに単独でやっている団体というものも結構あるのではないかと思いますので、質問をさせていただきました。

今年も、4月に宮城県に行きましたし、今週の土日には山形県に行くのですが、650本の苗木を植えまして、その下刈をするということが続けてやっているのですが、こ

のようなものが、この450団体に含まれるのかどうか、その点を教えてください。

(森林保全課長)

450団体というのは、ネットワークに登録されているということですので、国土緑化推進機構のホームページに各ボランティア団体の活動が紹介されている団体ということです。国土緑推という団体が、ボランティア団体の様々な活動を支援するということで、各ボランティア団体も活用して頂きたいと思っています。まだ、十分に活動が周知されていない面があるようでしたら引き続き広く情報を発信するような形で考えていきたいと思っています。

また、各都道府県には、緑化推進委員会があるので、県レベルでのボランティア団体のお手伝いをさせて頂いておりますので、国土緑推なり、都道県の緑化推進委員会なりにコンタクトをとって頂きまして、何かお申し付け頂ければ支援をさせて頂きたいと考えています。

(大木委員)

自分たちの活動が、どのような仕組みの中で、どのような位置づけになるかわからずに、国土緑化機構に「はい、やります」と手を挙げ、「はい、どうぞ」というようにやってきたところがありましたので、質問をさせていただきました。

(太田座長)

他にありますでしょうか。亀山委員どうぞ。

(亀山委員)

いつも気にしております、森林・林業に関する研究開発の推進につきまして、随分飛躍的に実績が上がったので、大変結構なことだと思っております。そこで、少しお伺いしたいのですが、8-3-3の研究分野のところですが、絵で説明して頂いた一番左の欄というのはどういう意味を持っているのかが分からなかったので教えてください。政策分野の目標、施策と政策分野との目標の関係はわかるのですが、この8-3の研究分野以降の政策分野については、最終目標が全て「森林の多面的機能の発揮」というところに、矢印が行き着くわけです。そのことが、最初の資料1の所には書いてないわけです。資料1にある大目標、中目標、政策分野という関係が、この資料2の中の絵に入ってこないのですが、どうして、研究開発や山村地域の活性化という政策分野の最終的な目標が森林の多面的機能の発揮で、森林の整備目標というところに行き着くとお考えなのか、このような図式のされ方と、農林水産省全体の政策目標の考え方との関係が少しわかりにくくので、その点について教えて頂きたい。

(研究普及課長)

8-3-3頁の表ですが、真ん中の枠の中に目標が3つありますが、一番上の主要学会

誌等掲載論文数、これは独立行政法人森林総合研究所の研究者が1年間で書いた論文の本数を職員数で割ったものであります。中程の新品種の開発は、林木育種センターが無花粉スギなどの新しい育種品種の開発をしていますが、この開発された品種の数を指しています。一番下ですが、木材や林産物の技術開発について、毎年どの程度達成されているかということの課題ごとの達成度合いをパーセンテージで表したものです。これ以外にも高性能林業機械の部分も技術開発の分野になるわけですが、これについては、6-6の経営分野において目標を設定し分析をしております。こういった技術開発に該当するものを真ん中の政策分野の目標として掲げまして、こういった研究や技術の開発が森林整備、多面的機能の発揮に対して貢献をする基礎となっていることを表した図でございます。つまり、結果的にこういった研究や技術が森林の多面的機能の発揮に活かされているという、つくりにしています。全てを網羅したという一対一対応というには厳しい部分もあると思いますが、とにかくベースとなる研究分野、開発、技術の達成度合い、こういったものが森林整備に役立っているという意味でとらえて頂ければと思います。

(亀山委員)

私の聞き方が悪かったわけですが、そういうことをお聞きしたかったのではなく、今の8-3の「森林・林業に関する研究開発の推進」という政策分野も、最終的に左の矢印に行くと、森林の多面的の発揮になりますし、10-2の「山村地域の活性化」の分野も、最終的には森林の多面的機能の発揮に、11-3の「森林の整備」の分野も森林の多面的機能の発揮になっており、つまり森林の多面的機能の発揮というものは、最終的な目標といいますか、重視されている目的になっているのかと思いますが、そのような考え方がされているのは何かおかしな感じがして、森林の多面的機能が発揮すればそれをもって全てが良いのだという図式にされているような、その認識のされ方がもう少し別な事ではなかったのかということが気になりましたので、お聞きしているわけです。

(研究普及課長)

森林資源政策を林野庁は政策官庁として、我々は研究開発に邁進している訳ですが、最終的なゴールということになったという場合に、森林の多面的機能の発揮というのは、非常に即物的なイメージを抱かれかねない訳ですが、究極的には日本の森林が持つ様々な機能、それは正しく木材生産あるいは林産物生産という経済的機能であり、また、国土保全、水源かん養機能、或いは環境保全機能であり、そういったものの総合的な機能が発揮できるような森林づくりを進めていくことが資源政策としてのゴールですので、そういった意味で括らせて頂いたということです。

(亀山委員)

しかしながら、山村地域の活性化というのは、私は山村地域に住む人達が幸せに暮

らすことが大事なことだと思っていますので、その最終的な目標が森林の多面的機能の発揮というのは、何かおかしい感じがするわけです。つまり、地域に住む人達が幸せに住むという事が何よりも大事であって、その結果、森林の多面的機能が発揮されるというように、常にそのような意識がされていなければいけないのか、どうもこの辺りが何かしっくりこないというか、逆に言いますと、だから山村地域の活性化の指標を高くすることが山村の人達の生活というところに結びつかないので、割と簡単な見方になっているわけです。その結果、目標も非常に簡単に、いずれかの指標を満たす市町村数が何%という指標のとり方になっているので、もう少しこういうところを重視して、山村の活性化に手を差し伸べるようなやり方が考えられないかなという感じがします。個々の指標のことはさておき、意識としてその辺りが何か最終的に森林の整備がちゃんと出来れば良いのだというところに行ってしまうのが何となく引っかかる訳です。

(高橋委員)

それは、役所の文章である以上、非常に難しいところもあると思うわけです。一つは、例えば、山村地域の活性化と書いてありますが、森林を通じた形の山村地域の活性化であって、山村における居住地域に対して、どこまで林野庁がサービス出来るかというのがまだ弱いと考えています。森林に関しては責任をとりますよと、ということだと思っただけです。3-8の木材利用の推進や3-9の特用林産の振興、6-6の林業経営対の育成という政策分野は、そもそもの林野庁として本来持つ政策目標に合致しているので、きちり書かれています。その他は、最終ゴールが読みにくいところがあります。8-3の研究活動は別かも知れませんが、10-2の山村地域の活性化、11-3の森林の整備、11-4の森林の保全、11-5の国民参加の森林づくりという政策分野については、林野庁が責任を持って所管できる森林について、どうするかと言う立場から書いてあって、林野庁の施策の大方針は森林の持つ多面的機能、或いは公益機能を維持確保していくということでは括ったのではないかと思います。

数年前、構造改善局でもこういう議論がありました。構造改善局は、圃場を主体にした農地政策を所管しておりますが、圃場だけ考えていけば良いのですか、農村は疲弊していますと、従って農村の環境をどうした形でそれぞれ住む方々の解決姿勢、或いは安全で安心して生活できる村づくりをすべきではないかと、いう議論が何年か繰り返されまして、農村振興局という形になったわけです。その辺りはやはり国交省との調整とか色々あるわけです。

ですから、ここも山村地域の活性化という頭出ししたといことは非常に有意義なことだと思っただけですし、これを通しながら、山村地域の方々とここの中で記載されている生活環境の整備から、徐々に拡大していくというような一歩踏み込んだ政策だと私個人としては感じております。

(企画課長)

この政策目標は、森林・林業基本法からきて、森林基本計画という流れでできている訳です。森林・林業基本法の目標は、先ず、森林の多面的な機能を大きく掲げています。その手法としての位置づけ、若干そのような形になるかと思いますが、林業生産活動を継続していかなければいけないということがあります。

山村地域につきましては、山村地域の活性化することによりまして、森林管理がきちんとされることになり、森林の多面的機能の発揮に繋がって行くというように、高橋委員が仰られたような体系をつくっているものですから、政策評価の関係でも、位置づけとしては山村地域を目標に挙げ、山村地域に住めるようにすることを通じて、森林の整備、さらに森林の多面的機能の発揮ができるという体系にしております。手段というような言い方をすると、誤解を招くのではないかと思います。施策としてはもちろん、山村地域に住んでいる方に豊かにやってもらいたいということで、仕事を進める訳であり、終局的な目標は、森林の多面的機能の発揮に繋げていきたいということでもあります。

(計画課長)

参考の2を開いてもらおうと、基本計画に掲げた施策が載っています。要は、森林の有する多面的機能の発揮に関する施策としては、直接的には森林整備、保全という形でやりますが、そこに人が住むことによって初めてそれが確保できるという意味での山村地域における定住の促進も政策手段としております。それに持続可能な林業、林産物の供給という施策が相まって全体の森林・林業の政策の目標となるという流れになっております。

10-2-3頁が山村の話であります。林野庁として山村をどうとらえていくのかということですが、健全な森林の発展、それから林業の発展にはそこに住んでいる人達がきちんと定住して生活ができることが必要です。地域の創意工夫による森林資源などを活かした新たな産業というのは、例えば都会から人が入ってきますとそこで一年中林業活動をやっている訳ではありませんので、そこに定住することによって他収入、他就労みたいなものを工夫してもらって定住していただくことも支援していくということで、今年度からこの事業を始めております。先般一ヶ月程度募集しまして、全国で70程の応募を頂きまして、その中から25ほど選んで支援していきたいと考えております。林野庁としてもいろいろな形の支援して行き、それが結果的に森林と林業の発展になると考えております。

(亀山委員)

森林・林業基本法からの流れの方はわかっているつもりなのですが、例えば資料の1の政策分野一覧表を見ると、大目標、中目標、政策分野というようになっていますが、それとこの絵との整合性がどうもとりにくいというか、この絵のような表現にすると資料1に書かれている関係が見えにくい、というところが聞きたかったわけです。つまり、森林・林業基本法からの流れからするとこの絵のような形になることはわか

る、しかし、ここの政策分野一覧の中にいまのような形のものが入ってきにくいわけです。そこを整合させることは、一般的な説明の仕方だと非常に難しい気がするから、敢えて言っているわけです。

(金井委員)

10-2-2頁のサブ指標についてというところに、いろいろ書いてありますが、私たちは、若者たちの農山村での体験を支援しており、35%位の人が毎年農山村に行っているわけです。参考になればと思ってお話するわけですが、農山村に行きたい若者が、本当に増えておりました、今、林業主体、農業主体というよりも、なにしろ山村に若者たちは夢をもって行くわけですが、そういう若者の定住という面で、受け入れると効果が出てくるのではないかなと思っています。その中で、若者たちは、山の多面的な価値を利用しながら、暮らしていく術を見出して行くと思っています。今、定住している彼らを見ますと、山村ですと、農業だとか林業だとか季節によっていっぱい仕事があるわけですから、それを結びつけながら暮らしております。一方、この間、30市町村の役場の方に集まって頂いたとき、担当者会議で、山村における若者たちの仕事について、議論して頂いたのですが、やはり、大人ですと500万円ないと暮らしていけないという、前提がありますと、なかなか議論にならなかった訳です。しかし、若者はそうではなくて、まずそこから何を見出すか、あるものを、知恵とか工夫を出して、ここで暮らしていく、山の価値を最大限引き出して、若者たちの創造性を活用する場として、暮らし方を見出していますので、それで定住しながら、本当にやりたいことを、山の仕事だったり、農業だったりをして、山村が定着していくという場になっているわけです。参考までにお話させていただきました。

(太田座長)

はい、ありがとうございました。

政策の目標をどういう形に整理するか良いのかということが、亀山委員のご意見なのだと思います。山村地域の活性化をどう考えるのが良いのか、高橋委員が言われたことがすっきりしているのかどうか、私としても整理ができないでいるわけですが、今後、どのように整理していくことが一番わかりやすくなるのか、検討して頂くと言うことで、この関係は、よろしいでしょうか。

私の方から関連して、一番初めに試験研究の話がでてきて、そのところで、試験研究の実績が伸びたことは良いのですが、それがどのように役立っているかということを考えますと、もう少し、試験研究の中身の分類くらいは、整理していくのが良いのかと思っております。育種とか木材加工とかは分かるのですが、その上に書いてある全体の論文数みたいところは、いろんな分野があるわけで、どこがうまく役立っているのか、そこまで求めるのはどうかという気はするのですが、どの部分に、どの位役立っている論文があるのか、ないのか。もちろん簡単に結論のでる分野と、私のやっている水などの分野は、長く測定しないと1つの論文が書けないなど、いろいろあ

るわけですが、もう少し、中身を整理していくと、個々の施策に、どう対応しているのが分かるのではないのでしょうか。評価の初めの段階ではいまのような形で良いと思いますが、評価のレベルが段々上がっていくと、少し無理な注文かもしれませんが、この辺りも、将来的な課題となると思うのですが、この点についてのお考えを教えてください。

(研究普及課長)

今年目標値は、昨年専門部会でのご意見を踏まえて、上方修正して0.9にしたわけですが、今、座長が仰るように分けるとすれば、領域が考えられます。森林総合研究所の領域でいうと、水土保持とか森林管理とか組み合わせていくと22ございまして、総論文数が約400本だと思いますが、この400本を、どういった分類で分けて評価していくかについては、他の研究分野である農業や水産の表現の仕方もよく見ながら検討し、必要であれば、どういった形のものが可能なのか考えてみたいと思います。

(太田座長)

はい、ありがとうございました。大変なことだと思いますが、Check、Plan、Do、そして、Checkとぐるぐる回していくとは、そういうことでないかと思います。

それでは、他に、話題を変えて結構ですが。はい、平倉委員。

(平倉委員)

本日、改めて、ご説明をお伺いしながら、全体の中での位置づけというのが、私には、今ひとつはっきりしていないのに気がきました。というのは、こういったことの積み重ねで、徐々にいろいろな変化の兆しが見えてきたり、これから向かうべき目標が見えてきたりするのだと思うのですが、それと同時に、やはり、森林は植えてから何十年という長期のスパンで、ものを考えられていると思うので、そういったことから少し観点の違う100年の目標とか、そういうものがあるのかどうか、教えてください。

それがあれば、先ほどの、最終的な目標が、森林の多面的機能の発揮、そういうところにみんな行ってしまうのはどうなのかという辺りは説明できるのかなという気がして聞いていました。

例えば、昨年も少し、話したことなのですが、大木委員が仰った森林ボランティア活動についても、ご説明があった団体以外に、環境省とか国土交通省などの他の省庁でもやっておられるわけです。そういったものをどこかで繋げていかないと、林野庁の中だけの集計では、日本全体の位置づけが、見えてこないと思います。そこで、毎年、全部の省庁と関連してやっていくというのは難しいと思うので、例えば1年に1つくらいの各省庁が、関連した何かを目標を決めて、まとめて評価を行うといったようなことができれば、横の繋がり、あるいは産業主体ではなく、文化とか地球環境、それこそ自然、生物多様性ですか、そういったものであるとか、何かもう1つ違う、

縦軸横軸になるような、網のかぶせ方と言いましょか、目標を、もう1つ別につくっておいて、そこに重ねるとうまく、整理できるのではないかと考えております。日々綿密に練られていくことも必要ですが、もう1つ違う視点で、少し引いた次元で物事を見ていくというのは、どのように考えられているのでしょうか。

(太田座長)

林野庁の政策なり、事業なりの評価と、もう1つ広い評価、あるいは長期の評価と短期の政策ということだと思いたすが、どなたか。

(企画課長)

まず、長期的な目標という点から申し上げますと、政策評価の目標自体は、森林・林業基本計画の目標を踏まえた上でつくっており、この森林・林業基本計画の目標自体は平成22年を目標年度におき、さらに森林の整備の目標値は、平成22年時点以外に、平成32年さらには指向する状態まで、誘導していこうと、こういう具体的な数字をおいて、その上で、森林整備の具体的な目標はこうするのだという形をとっているわけです。そういう意味では、100年までは辿り着きませんが、長期的な視点で、森林資源の目標はこうだということで、目標に設定させて頂いているということです。

それから、後半のご質問ですが、正確に答えができないかもしれませんが、他省庁との重なる分野で、政策を実現するという部分があれば、政策評価の中でも、個別の政策手段について、具体的に明らかにしているわけです。つまり、他省庁との連携ができるものがあれば、政策評価書の中で記すことによりまして、他省庁との連携でどのような効果が生まれたかも評価できるのではないかと考えております。

基本的には、森林・林業の政策分野ということでありまして、全てが他省庁と重なっておりませんが、連携してやれるようなものがあれば、個別の具体的な手段の中で反映させていきたいと思っております。

(太田座長)

よろしいでしょうか。では、森林保全課長。

(森林保全課長)

ボランティア・ネットワークの関係で1点補足させて頂きたいと思いたす。いま、私ども、ネットワークに入っておられる団体ということで、ボランティア団体をカウントしておりますが、これは、国土緑化推進機構という緑化関係の団体がございまして、そのホームページに、ボランティア団体の方が、今度、何月何日にこのような活動をやりますので、どうぞ皆さん参加してくださいという形で、お知らせを出している団体の数です。いま、新しくシステムを変えまして、ボランティア団体が、自分で書き込みができるような形で、使い勝手を良くしてございまして、今後、利用が増えることを期待しております。それから、そこに書き込んでいらっしゃる団体の活

動も、狭い意味での森づくりということには、必ずしも限られてない様でして、少し、環境とか、自然観察とか、そういったところも若干、含まれているようなところがあります。そういう意味で、若干、環境的なものや自然観察的なものを行うボランティア団体も含めてサービスをさせて頂いていると考えております。もちろん、我々のところで、カバーできているボランティア団体というのは様々な活動をしているボランティア団体のごく一部だろうとは思いますが、できる範囲で支援させて頂きたいと考えております。

(太田座長)

それよりもっと広いいろいろな自由な団体があると、支援とは違う独立的にやっておられるので、当然カウントされないということですか。どういうボランティア団体かということまでは踏み込まないということですか。

(森林保全課長)

活動内容というか、あくまでもホームページに掲載して頂いたものをカウントしておりますので、掲載していたボランティア団体の活動内容について、我々が評価して、これは数えてこれは数えないということは、やっておりません。

(太田座長)

それよりさらに外側でやっておられるかたも、いるかもしれないし、これは分からないということですか。

それから、先ほどの研究分野でも同じことなのですが、この段階までくると、何をやっているのかという、中まで関わらなくても、大体幾つに分類できるとか、その辺りもこれからの課題となってくると思うのですが、その辺りはどうなのでしょう。

(計画課長)

先ほどの平倉委員の話の続きを少しさせて頂きたいのですが、森を扱っている私どもとしましては、森というのは10年後、20年後、一応一定の区分はしますが、それよりもっと先、40年後、50年後というところを、ある程度、こういう姿にしたいということを見ながら、目標値を定めていくという意味では、先ほど企画課長が申しましたように、指向する森の状態、例えば、育成林といいますか人工林がこれくらいあった方が良いのかな、複層林をこんな風にしたら良いのかな、広葉樹林をこうしたら良いのかなというところを、ある程度意識しながら、その手前の目標値をつくっていくという作業をしております。実質的には、森林・林業基本計画の中に、平成22年、32年以外に指向する状態という数字を姿としては持っている。そういうものに向かって日本の森林というのを形づくっていくということです。

(平倉委員)

例えば、スイスの氷河がどんどん後退していることを100年前と今の写真を並べた絵はがきを作って見せていたりするわけです。

そういう、日本の森林についても、そのようなことができるような準備を今やっておくべきではないかと思うわけです。例えば、どこか1つで定点観測して、それが30年後には、こうなりましたよと、いうものが示せるような準備をして、そういったことが全体的に計画されていると、広く一般の人に伝えやすくなると思います。

もう1つ私の課題にしている景観に結びついていくのですが、産業ではないので、なかなか難しいことだと思いますが、でも何かそういったことを繋げて行って、国民に対して世界の人に対して、成果を分かり易く伝えて頂けると、より良いのではないかと思います。

(計画課長)

データの的には持っておりますが、なかなかビジュアル化していないというところだと思っております。明治神宮の森みたいに100年後にはこのような森になりますといったことを、日本全体で何かできれば、本当は良いのかもかもしれません。

(高橋委員)

木曽の赤沢自然休養林などは良い例ではないですか。

(計画課)

そうですね。

(太田委員)

超長期計画になってくると、例えば、循環型社会を、1つは、大きな流れとか、人口減少社会ということをお考えとか、そういうことの中で、例えば、30年後、50年後、一応どんなものを描くかということが必要となってくると思います。

(計画課長)

もう1点、ご質問がありました他省庁との関係ですが、例えば、私ども森林環境教育というのを1つの目標として掲げておりますが、これは、文部科学省と私どもが連携しないと、やはり教育の分野ですから、常に連携をとって、森林というフィールドと森林という特徴をもって、子供たちに対する教育というものはどうあれば良いかというのを、私どもから、分野とやり方はやりますが、教育という立場から見て森林というフィールドはどうなのかということについては、向こうの立場で分析して頂く。お互いに、お互いの分野で評価しています。ただ、仕事は、先ほど企画課長が申しましたように、それぞれ連携しながら、自分の目で仕事をしてもらう。少し言葉が不適切かもしれませんが、例えば生物多様性という種の多様性ということになると環境省の自然保護局が担当されている。それを、私どもは、森林から見て、どう確保してい

けば良いのかということをしております。そこは、お互い連携しながら一定のところを、例えば里山なら里山のエリアでどんなことをしていくかという意味では、常に連携という作業をしていかなければならないと思っております。それを、どういう風に政策評価のところ、あらわしていくかということが、平倉委員のご指摘の点かなと理解しております。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございます。

(森林保全課長)

このボランティア・ネットワークに掲載される団体には一定の要件というものを国土緑推の方で示させて頂いております、基本的には森づくりのボランティア活動を行っているということで、整理しておりますが、先ほど、ご紹介致しましたように、若干範囲を幅広めを取っているというところがあるようです。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、亀山委員。

(亀山委員)

11-3-5頁の主な施策のところ、天然力を活用した自然再生というのがありますが、具体的にはどんなことをやられているのかということと、自然再生推進法が出来た関係で何か、新たにやられているのかということをお伺いしたいということと、もう一つ、自然再生推進法のような新しい法律ができ、これは、国民のニーズから生まれてくるわけですが、そういうものに対して、どのような対応をなさっていかれるのか、例えば、環境教育の話がありましたが、環境教育促進法ができますと、そういうものが国民のニーズで出来たときに、軌道修正といった話になってくるのだと思うのですが、その辺りのところをお伺いしたいと思います。

(太田座長)

はい、計画課長。

(計画課長)

自然再生には、河川、湖沼、海、森と様々な分野があります。私どもとしても、森の分野における自然再生にどのように関わっていくのかというのは、最大の課題であります。例えば、釧路では、川を中心として周りの森、農地までも含めて、自然をどう再生していくのかについての取組が行われておりますが、私どもとしましても、その地域で、河川と関わりながら、どういう自然、森を再生していくのかといったことに関わっていくという意味では、こういう政策分野、新しく国民のニーズが出てきた

ところには、森という立場で、私どもも関わっていく。もちろん政策目的のどう自然を再生させていくかという目的に向かって、新たな手段を考えていく、そういうときに、ここに書いております天然力を活用したというのが、まさしく、自然の再生にとりまして、天然力を活用したという言葉新たに付加しているということでもあります。林業にとりましては、天然力を活用するというのは当たり前の話なのですが、もう一度原点に戻るといふ風に考えております。

(亀山委員)

技術的にはどのようなことをなさっているのでしょうか。

(計画課長)

単純に言うと、人工林を人工林のまま、ずっと維持していくというよりも、強度な間伐を繰り返しながら、そこに在来種などが発芽できる状態をつくって行って、より人手のかからない森へ移していくというのも1つの手段だと思っております。

(業務課長)

国有林における取り組みをご説明させていただきます。今、お話のありました自然再生法の関係は、国有林でも、環境行政と連携という中で、各地区で開催されるブロック会議の中で、現況管理をどのように進めていくか等について調整をしております。特に、計画課長が申しました、釧路については、現地にふれあいセンターという自然再生に対応する新しく組織を設けて、人材を育成しながら、河川の上流域にある森林については、必要に応じて、人工林を混交林にもっていくといった形で的確に対応しているところであります。

(太田委員)

はい、ありがとうございました。

私も2点ほど質問をしたいと思うのですが、今の政策評価なのかニーズなのか少し分かりませんが、たまたま、他のところで聞いた話なのですが、農業の方で教育ファームという形で、教育に協力してもらおう畜産農家を選定するという話がありましたが、森林教育についても、林業に関わる教育の協力をしてもらう林家を決めるというようなことが考えられますが、その辺りについて、どのような議論をされているのかということをお聞かせください。

もう1つは、先ほどのご説明の中でもありましたように松くい虫の被害対策として、いろいろやられているわけですが、一方で、ボランティア団体のようにある程度政策が終了していくというような形になると、評価の中から落としていくことも必要だと考えると、今、鹿の害が大変な問題となっておりますので、森林被害の評価軸を松くい虫被害から鹿の問題に変えてみることも必要かと思っておりますので、その点について、お聞きしたいと思います。

(計画課長)

最初の森林教育と教育ファームというところですが、森林環境教育それから林業体験、まあ林間学校等昔からいろいろありますが、短期の滞在型で、どこかに留まって、日帰りで体験するというパターンの時には、今のような林家を選定していくことはないと思っております。しかし、2泊3日とか長期型となりますと、農業と同じものがでてくると思っております。ただ、議論していく中で、いろいろ出てきておりますのは、やはり農家林家、基本的には農業と林家、山村ですから、基本的には一体となっていくのかと思っております。それから、もう少し、山村とかそういうところに滞在してもらうのも2泊3日ではなくて、せめて1週間位いると違うのではないかと、滞留滞在型の体験を小学生は無理としても、せめて中学生、高校生には、どうやってやらせていったら良いのかみたいなことにつきましても、議論はしております。もちろん、こういう議論をするときには文部科学省の専門家の方とも連携をとりながらの議論をしております。これからの重要な課題であると思っております。

(森林保全課長)

森林の保全の関係で、松くい虫あるいは鹿の関係でお話ございましたが、私ども、保全の関係で、松くい虫を指標として上げさせて頂いているのは、ご承知のとおり、松くい虫被害というのは、昭和55年にピークとなって、その当時では240万 m^3 を超すような大被害がありまして、現在、3分の1程度の80万 m^3 の水準に落ちておりますが、やはり高水準で被害が続くということと、被害地域が全国に拡大しておりまして、現在は、青森県と北海道を除く、全国に拡大したというような状況がありまして、その被害の拡大防止が、最大の課題であるということで、松くい虫を挙げさせて頂いているということがございます。もちろん、鹿についても、大変被害が多い状況でございまして、全体の獣害被害の6割位が鹿ということで、その中では、大きなものでございますが、やはり松くい虫が一番の課題と考えております。

(太田座長)

どうも、ありがとうございます。特に何かございますでしょうか。
はい、どうぞ。

(大木委員)

先ほど、文科省との連携をとっていくというお話ございましたが、それに関連するのですが、3-8-2頁のところ、木材の利用を強力的に推進していくのだという、お話が、先ほどありまして、間伐材を原料として、名刺とか、こういうものを使っていますよと、拡大しているところに書いてございますが、これだけでは、PRというのはいかないと思うわけです。ですから文部科学省などと連携して、子供たちの教科書とか、ノートの表紙に使えるような研究とかがされて、そういうふうに使っていかな

いと、国全体で利用量を上げていくことは、なかなかできないと思うわけです。その辺りのところもお考え頂くと良いと思うわけです。

例えば、農林水産省でも、通行証というのがありますが、ああいうのもつくって見ましようとか、ノーネクタイと同じように、みんな同じ、ここに入ってくる人たちは、間伐材を使ってやっているのだというように、大勢の人達が使えるもの、日頃、やっていると言っても、まず街の中では、こういうものを使っているのが見当たらないというのが現状です。農林水産省の企画部会の時に、ファイルを頂いたのですが、間伐材を薄く貼ってあって、なかなか良いなと思って、それを街で探してみても見つからなかった訳です。もちろんコストの関係もあると思うのですが、こういうものも、市販されてないと、一般の人は利用できない。市販されていれば、環境のことを考え、協力して買ってみようと思う人もでてくるので、そういう政策を考えて頂けないかなと思います。

もう1つは、地域材のことで消費者に、普及啓発するというのが所見の欄にございますが、最終的には、消費者がこういうものをほしいと思うと、中に入った人は、一生懸命、探してくるかもしれませんが、その前に、建築業者に対して、まず、そのところに力を入れて頂かないと、消費者が使おうと思っても使えない訳です。うちの近所でも、木を使ってこういうものをつくってほしいと工務店に話しても、工務店の人がわからないと言って、結局、希望したものができなかったという話をいくつか聞いていますので、この辺りのところをもう少し、なんとかして頂けないかなと、思っております。

(木材課長)

まず、紙製品のお話をさせていただきます。つい先日も、日本経済団体連合会に行きまして、温暖化防止の国民運動みたいなことについて、お話をさせていただきました。地域材なり国産材を使う場合、住宅に一番多く使うのですが、これは一生に1度あるかどうか、それ以外に日用品で使う物の需要を増やしていかないと、目標であります平成22年の木材利用量2,500万 m^3 というのは確保できないだろうと思っております。各企業、特に、いろいろな大きな会社等が社会貢献に動きはじめております。そういうところでの、いろんな事務用品から紙類に至るまで、間伐紙等を使って頂きますと、山にお金がいき、山の整備ができる、これがひいては温暖化防止にも繋がるというご説明をさせて頂きながら、企業にも使って頂こうと、例えば、トヨタさんなどは環境報告書に間伐紙といいますか、国産材が10%入ったもので報告書をつくって頂いて、これは国内外で言えば、何万のオーダーの世界であります。

私どもは、各企業に、そういうことをPRをして頂こうと思っております。特に、今年は、10月に木づかい推進月間みたいなものを設けまして、林野庁として、従来は木の日ということで10月8日は各地域でばらばらに実施していたものを統一的にやりたい。それも、行政だけではなくて、やはり環境NPOの方々や木材関係の業界なり、あるいは行政が一緒になってやろうというふうに考えております。先ほどから、環境

教育、あるいは森林の教育の話がでていますが、なかなか木材の利用に関する教育というものが無かったものですから、10月にはNPOの方々と、そういう社会教育みたいな格好で、いろいろなPRあるいはシンポジウムといったものをやりたい。木工教室なり、地道な部分ではありますが、将来の消費者、需要者に対しての、普及啓発ということもやっていかなければならないということで、そういうものを考え、また各企業等には、私どもの方から既に、アプローチをしているという状況です。

地域材の普及、啓発、これも先ほど申しました中で、やっていきますが、もう一つは、大手のハウスメーカーさんなりに、使って頂かなければ消費量としては伸びないだろうと考えております。最近では、特に、大手のハウスメーカーの供給量というのが、シェアを伸ばしてきている。そういうところでどうやって使ってもらうかということで、今年の2月に農林水産大臣、副大臣、政務官に全部集まって頂きまして、大手のハウスメーカー7社ほどと、どうすれば国産材を使って頂けるのだというような懇談会をもちました。その中で、言われたのが3点ございまして、1つは集成材だとか乾燥材とか品質・性能の確かなものを供給してもらわないと困る、生の部材というのはクレームの元になるという話で、結果として修理等コストがかかるので、品質・性能の確かなものを供給してもらいたい。もう1つは、価格については、外材と遜色のないものを供給して頂きたい、3点目として、やはり大手となりますと、実はそこに積水ハウスさんの社長も呼んだのですが、年間5万戸を超える住宅を供給するところでは、注文する量というのは、生半可のものではない、必要な時期に、必要な量を供給できる体制をつくって頂かないと、なかなか難しい。価格自体は、外材と遜色のない状況になってきたが、供給なり体制のところ難しいというお話がありました。私ども、そういうところの供給体制、品質・性能のきちんとしたものを供給する格好にしていかなければならないだろうと考えております。もう1つ、先ほど申し上げました、業界の方々、代理店、工務店の方々に、私どもの国産材を使って頂こうと、国産材を使うというのは、温暖化防止に繋がるのですよと、お話もしております。先ほども言いましたが、10月に設ける木づかい推進月間への取組み、直接消費者の方々への普及・啓発、大手のハウスメーカーであれ、どこであれ、お客さんが、こういうものが欲しいのだと言った時に、それはだめですよ、それは無理ですよという話であれば、断られる話ですから、そういうところの問題解決への取組みといった2面3面いろんな面から普及方策を講じていきたいと考えております。

(太田委員)

どうも、ありがとうございました。

他に、はいどうぞ。

(金井委員)

すみませんが、2点ほどお願いします。11-5-2の国民参加の森林づくりですが、施業実施協定制度という私どもNPOの役割としての新しい制度ができたのですが、こ

の制度に対する問い合わせを県や市町村、私どもにも、頂いたりするのですが、制度について簡単に説明できる1つの言葉があると、この制度も非常に活用しやすくなると思っております。計画課の担当の方とも話したのですが、施業実施協定の目的や役割について、パンフレット1枚で共通の認識が出来るようなものがあると、もっと活用する団体が増えるのではないかと考えておりますので、ぜひ、ご検討をよろしくお願いいたします。

それから、森林ボランティアについてですが、ここ10年来、森や山に関心のある人達が関わってきたわけですが、今後は、第2段階として、先ほどからお話出ていますように、森林ボランティアに対する期待というのは、都市の人達にどうシフトしていくかというのが非常に大事だと思うわけです。その中での、木材の消費としての視点と、それから地球温暖化防止という、この2点をこれからの国民参加の森づくりの中心テーマではないかなと考えております。そのために、今いろいろ工夫しているところですので、よろしくご指導をお願いします。

(太田座長)

他にご意見等ございませんでしょうか。

特にないようでしたら、議題(2)「その他」ですが、何かございませんでしょうか。特にないようでしたら、平成16年度政策評価結果書(案)の取扱いを含め、今後の日程につきまして事務局より説明願います。

(企画課長)

それでは、資料四の今後のスケジュール案をご覧ください。

平成16年度政策評価結果書(案)につきましては、本日いただきましたご意見等を参考に踏まえつつ、今月28日に予定されております農林水産省政策評価会を経て、本評価結果を取りまとめ、7月中旬に公表することにしたいと考えております。

また、今回の専門部会につきましては、先日、専門部会の委員の皆様の日程を調整させていただいた結果、8月3日の午後3時から開催したいと考えております。場所等につきましては、決定次第、ご連絡いたしたいと考えております。

なお、本日の議事録、議事資料につきましては、委員の皆様を確認していただいた上で、速やかに公表することといたします。

(太田座長)

ありがとうございました。

本日いただきましたご意見等を十分に踏まえ、平成16年度政策評価結果書の公表に向けて、作業を進めていただきたいと存じます。

なお、今後修正等が生じたときの取扱いにつきましては、座長に一任いただきたいと思います。

その他、何かございませんでしょうか。

特段の意見がないようですので、事務局におかれましてはよろしく対応願います。
以上をもちまして、本日の部会を閉会します。ありがとうございました。